## 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人よしかの里福祉会(以下「この法人」という。)の定款第10 条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1)役員とは、定款第18条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
  - (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
  - (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
  - (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
  - (5)報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
  - (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であって、報酬等とは 明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。
- 2 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、 報酬として支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の 勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合におい て、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1400万円以内とする。
- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 3 この法人の全評議員の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 4 この法人の常勤理事の報酬月額は、別表1のとおりとする。
- 5 各々の常勤理事の報酬月額は、経営状況を踏まえた上で評議員会の決議によって定めるものとする。
- 6 この法人の非常勤役員の報酬額は、別表2のとおりとする。
- 7 評議員の報酬等は、別表3のとおりとする。
- 8 評議員選任・解任委員会出席の報酬等は、別表4のとおりとする。

(費用弁償の支給)

- 第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、 これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、 前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通 勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、役員出張旅費基準にて出 張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金 等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表 1 常勤理事の報酬

理事長月額 400,000円業務執行理事月額 400,000円

別表 2 非常勤理事、非常勤監事の報酬

理事会、評議員会出席の都度一人一律 5,000円監査(本監査・実地監査立会い)の都度一人一律 5,000円

別表3 評議員の報酬

評議員会出席の都度 一人一律 5,000円

別表 4 評議員選任・解任委員会出席の報酬 一人一律 5,000円